

令和8年度高付加価値型ものづくり産業育成支援業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度高付加価値型ものづくり産業育成支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務の目的

本業務は県内企業が航空機・宇宙・次世代自動車・GX・半導体などの先進分野に積極的に挑戦し、大手ユーザー企業（東京証券取引所プライム市場上場企業又は鳥取県産業未来共創条例第2条第3号で定める重点分野（宇宙、半導体、脱炭素等）（以下「重点分野」という。）における国内主要企業）と直接取引できるような高付加価値型製造業への転換を図るため、令和7年度に立ち上げた「新鳥取モノづくりクラスター（DUNE（デューン）」）を起点として、DUNE とその他の県内製造業の連携を促進することで県全体に高付加価値型ものづくり産業を育成することを目的とする。

(3) 本業務の内容

別添「高付加価値型ものづくり産業育成支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

(4) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(5) 予算額

金4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 日本国内において法人格を有していること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 鳥取県（以下「発注者」という。）との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

オ 本件業務に係る委託契約に係る訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを認める者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成事業者が（1）のアからオまでの条件を満たしていること。

イ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 募集方法

(1) 実施要領等の交付

本プロポーザルの実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書をインターネットのホームページ（とりネットの鳥取県商工労働部立地戦略課公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=210952>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年7月30日（木）から同年8月10日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

14の場所

5 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 事業者概要（様式第2号）

※共同事業体の場合は、構成事業者すべてのもの

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時まで

※日曜日及び土曜日を除く。また、送付による場合は、提出期限の最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所 14の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は送付（電子メールによる提出は受け付けない。）

(3) 参加資格に係る審査結果通知

発注者は、(1)及び(2)により提出された参加表明書等を審査し、参加資格を満たすと認められた参加希望者（以下「提案者」という。）及び参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対して、令和8年8月12日（水）に参加資格確認通知を発出する。

なお、参加資格を満たさないと認められた参加希望者に対しては、参加資格確認通知においてその理由を明示するものとする。

6 質問書の提出について

(1) 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し「質問書（様式第3号）」により、令和8年8月17日（月）午後5時までに限り電子メールにおいて受け付ける。

※本プロポーザルへの参加は、参加表明書、事業者概要を期日までに提出した者に限る。

(2) 電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 質問とその回答は、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットのホームページ（（とりネットの鳥取県商工労働部立地戦略課公式ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=210952>））に掲載する。

(4) 提出先は14の場所とする。

7 企画提案書等提出書等の提出

企画提案者は、次の定めによるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書（単独事業者の場合は様式第4-1号、共同事業体の場合は、様式第4-2）及び別紙「個人情報の管理に係る申告書」

イ 別添仕様書に基づく各業務等の具体的な実施案

・ 県内製造業を対象とした勉強会、DUNEのPR・ブランディングの企画案、県委託業務（業務委託名「先進的ものづくりネットワークマネジメント業務」）の終了後を見据えたミッション・ビジョン策定のサポート業務案及びDUNEを起点とした県内製造業振興のための課題整理方法 等

ウ 実施体制や実施スケジュール

・ イに示す内容の具体的な全体スケジュールや会場、スタッフ体制等

エ 概算見積書

・ 委託業務を実施するために必要な経費の見積りを提出すること。（任意様式）。

※消費税についても記載すること

＜共同事業体にあっては次の書類を追加＞

オ 共同事業体同意書（連携が分かる書類（様式第5号））

カ 構成事業者の業務分担・役割の分かるもの

（2）企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年8月20日（木）午後5時まで

イ 提出場所 14の場所

ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

エ 提出方法 電子メールにより送付すること。

※本プロポーザルへの参加は、参加表明書、事業者概要を期日までに提出した者に限る。

※発注者が提出書類を受理後、書類の差替え、追加又は削除は原則として認めない。

8 企画提案のプレゼンテーション実施日

（1）日時 令和8年8月下旬ごろ（予定）

（2）場所 鳥取県庁内会議室

※基本は、対面によるプレゼンテーションとするが、やむを得ない場合はWEBによる参加・提案を認めるものとする。

（3）プレゼンテーション持ち時間等 20分以内（厳守）

（4）その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

9 企画提案内容の審査方法

（1）令和8年度高付加価値型ものづくり産業育成支援業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を開催し、あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、別添「令和8年度高付加価値型ものづくり産業育成支援業務に係る公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき審査委員が個別に採点（100点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出し、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

なお、提案者が1者のみの場合、審査要領の基準に照らして審査会が適当と認めた場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、適当と認められない場合は、再度募集する。

（2）審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要を鳥取県商工労働部立地戦略課のホームページで公表するものとする。

なお、通知の内容のうち、審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。また公表の内容のうち審査結果については、契約者名及びすべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

（3）審査の経緯は公表しない。

（4）審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（5）各提出物等の提出が遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められ

た場合は審査対象外とする。

(6) 提案者の提案内容が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 虚偽の内容に基づいて提案が行われた場合

イ 委託期間を超過する期間について提案が行われた場合

ウ 概算見積書の合計額が1の(5)に示す予算額を超える提案が行われた場合

10 契約の締結

(1) 9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

(2) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請け等させること。

11 契約保証金

受注者は、契約保証金として発注者に対して本件業務に係る委託料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.2 スケジュール（予定）

令和8年7月30日（木）	募集開始
令和8年8月10日（月）	「参加表明書」提出期限
令和8年8月12日（水）	「参加資格確認通知」の発出
令和8年8月17日（月）	「質問書」受付期限
令和8年8月20日（木）	「企画提案書」の提出期限
令和8年8月下旬	プレゼンテーション、審査会、審査結果通知 等

1.3 その他

（1） 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた場合。
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合。

（2） 企画提案書の言語等

この公募型プロポーザルに係る書類の作成に用いる言語は「日本語」、通貨は「日本通貨」、時刻は「日本標準時」、計量単位は「計量法（平成4年法律第51号）による単位」とする。

（3） 参加費用

この公募型プロポーザルに係る書類の作成等、参加のために必要となる費用は、すべて参加希望者又は提案者の負担とする。

（4） 発注者へ提出された書類の取扱い

- ア 発注者は、この公募型プロポーザルにおいて提出された書類を返却しない。
- イ 提出期限後、企画提案書の加筆修正等は認めない。

（5） 提出された書類は、業務実施予定者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定するために必要な範囲内において複製等を行う場合がある。

（6） 著作権の取扱い

- ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 発注者は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（7） 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等評価し、当該業務の受託者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも特定された企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

（8） 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、必要な書類を提出するものとする。

（9） 提案者の失格

審査会の審査委員に対し、事前に働きかけ等を行った提案者については失格とする。

（10） 受託者は、業務委託契約にあたり、契約書を作成するものとする。

また、受託者は、本プロポーザルの最適者として特定したものであるが、契約手続きの完了までは、

発注者との契約関係が生じるものではない。

1.4 各種書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部立地戦略課

電話番号 0857-26-7245／電子メール ritti@pref.tottori.lg.jp